

訪問介護 重要事項説明書

[令和元年 10月 1日現在]

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合に基づき、基本料金（料金表）の1割もしくは2割となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業の料金表】

ひまわりケア大島訪問介護事業所 訪問介護 料金表

2019年10月1日 改定

1 訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担1－3割分）

項目	サービス1回当たりの料金			
	所要時間及び内容	身体介護	生活援助	身体介護を行った後引き続き生活援助を行った場合
①基本額 下段（ ）内は、利用者1割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。	20分未満	166 単位	—	
	20分以上 30分未満	249 単位	20分以上45分未満 182 単位	20分以上 66 単位
	30分以上 60分未満	395 単位	45分以上 224 単位	25分を増すごとに 66 単位
	60分以上	577 単位		
	以降30分を増す毎に	83 単位	※45分以上一律の設定です	
②加算	初回加算	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問した場合	200 単位/月	
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合	所定単位数×25%	
	深夜加算	深夜(22時～翌6時)に訪問した場合	所定単位数×50%	
	緊急時訪問介護加算	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合	100 単位/回	
	2人の訪問介護員によるサービス提供		所定単位数の200%	
	介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数×13.7%		介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位数×4.2%	

* 利用者負担額(1割)の算出方法

①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12円=〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

※11.12円は、川崎市（二級地）の地域加算

3 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	<p>当事業所の通常の事業の実施地域（川崎市川崎区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただけます。</p> <p>1 通常の事業の実施地域を越えてから、 片道概ね 1 kmにつき 60 円</p>

4 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担 10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	<p>区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。（介護予防訪問介護のケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。）</p>

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200 単位をいただきます。
- ※ 緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスは 100 単位をいただきます。

●交通費

前記 2 の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。（通院介助時の、お住まい（契約者住所）から目的地へ（病院等）の、行き帰りの移動費は別途）
サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

●キャンセル料 急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。（連絡先：担当サ責 直通電話 宛）

①ご利用日の 前営業日の 午後 12 時までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の 前営業日の 午後 12 時以降のキャンセル	1,000 円（介護保険適用外）
③ご利用日 当日のキャンセル	1,500 円（介護保険適用外）

●その他

1. お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
2. 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
3. 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月 20 日ごろまでに当月分の料金を請求いたしますので、翌月 27 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
(お支払い方法は、口座自動引落、銀行振込の 2 通りの中からご契約の際に選んでいただきます。
尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)
4. まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
5. サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
6. お客様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承下さい。
7. 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。
8. 風水害等の自然現象により、行政機関等から「警報」が発せられている場合（可能性も含む）、お客様ヘルパー双方の、安全を第一と考え、安全を確保する為、緊急処置的にサービスの時間変更、日程変更、サービスの中止をする場合がございますので、ご了承下さい。

■その他（特記事項）

- ・気象庁による「特別警報」が出た場合、地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報を厳守し、即座にサービスの中止をさせていただきます。
- ・夏期の期間中、「高温注意情報」として、翌日又は当日の最高気温が概ね 35℃以上になることが予想される場合には、室内熱中症の危険があります。室内の空調機を付けて頂くかサービスの時間帯、日程の変更をお願い致します。「熱中症特別警報」発令時には、状況によりサービスの一時停止をさせていただきます。